

(2) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、禁止命令取消請求事件に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をする。

平成18年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

禁止命令取消請求事件に係る訴えの提起について

禁止命令取消請求事件について、次のとおり訴えを提起する。

1 相 手 方

茨城県那珂郡東海村村松4番地49

独立行政法人日本原子力研究開発機構

理事長 殿 塚 猷 一

2 訴えの趣旨

平成17年（行ウ）第1号禁止命令取消請求事件につき、平成18年3月24日言渡しのあった鳥取地方裁判所の判決を不服として控訴するものである。